

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2016年6月号 | No. 6/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 新たなPCT締約国

### クウェート（国コード：KW）

クウェートは、2016年6月9日に加入書を寄託し、149番目のPCT締約国となり、2016年9月9日からPCTに拘束されます。そして、2016年9月9日以降に出願された国際出願は自動的にクウェートの指定を含みます。また、クウェートはPCTの第II章にも拘束され、2016年9月9日以降に出願された国際出願に関し提出された予備審査請求は自動的にクウェートを含みます。

さらに、クウェートの国民及び居住者は、2016年9月9日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

## まもなく発効するPCT規則改正

2015年10月5日から14日までジュネーブで開催されたPCT同盟総会は、2016年7月1日及び2017年7月1日に発効するPCT規則改正を採択しました。2016年7月1日に発効する改正は、その日以降に提出される国際出願に適用され、以下に列挙します：

- PCT規則9、48及び94：ある情報が国際出願を公開する目的に明らかに資さず、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益を損ない、当該情報を利用することに公益性がない場合、出願人は国際出願の公開情報又は関連書類から当該情報を除外するよう、理由を示した請求をすることが可能です。これにより通常、国際出願又は関連書類に誤って含まれた特定の不適切な情報を除外することが可能になります。
- PCT規則26の2及び48：受理官庁は通常、優先権回復請求に関して提出された書類の写しを国際事務局（IB）へ転送する義務があります。しかしながら、上述した改正案で適用する同条件のもと、出願人は特定の書類が転送されないよう理由を示した請求をすることが可能です。主な違いは、この場合には、“相当な注意”基準を満たすために関連情報が故意に提出される可能性があることです。出願人は、主要な情報が提供されていない場合、国内段階において、優先権回復請求は検査され、指定官庁へ再度、同等の情報を提供するよう求められる可能性がある旨、ご留意下さい。
- PCT規則82の4：不可抗力規定は、関係する当事者が居住する地域における電子通信サービスの全般的な不通により期限が遵守されなかった場合に、期限が延長されるよう拡張されます。そのような不通は遅滞を自動的に許容するわけではありません。不通が起こり、期限を遵守できなかったことを主張し、またできる限り速やかに適切な措置をとったこと

を示す証拠を提出する必要があります。なお、当該発効日以降に起こった不通により影響のあった、2016年7月1日以前に提出された国際出願にも適用する旨、ご留意下さい。

- PCT規則92：IBは出願人が英語及び仏語以外の言語でIBへ通信することを許可する、授權規定を追加します。当初の目的はePCTを利用して通信する場合、公開言語（又は現在のよう  
に英語又は仏語）での通信を許可することです。当該サービスはIBが作業を効率良く実行する  
遂行能力をもち、指定官庁又は第三者に悪影響を及ぼさないことを確認した後、全ての通信に  
拡張される予定です。2016年7月1日以前に提出された国際出願で、当該発効日以降にIBが  
受理する通信にも適用する旨、ご留意下さい。

## PCT 規則の全条文

2016年7月1日発効のPCT規則の全条文が中国語、英語、仏語、スペイン語でそれぞれ下記  
リンク先（ページの右側）からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

また、アラビア語とロシア語の全条文もそれぞれ下記リンク先（ページの右側）からご利用いた  
だけるようになりました。他の言語もまもなく掲載いたします。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

## PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料

2016年7月1日発効のPCT規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語、  
英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で、それぞれ下記リンク先か  
らご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[http://www.wipo.int/pct/jp/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/jp/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[http://www.wipo.int/pct/pt/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[http://www.wipo.int/pct/ru/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

## **ePCT最新情報**

ePCTシステム（Version 3.3）が2016年5月30日に導入されました。このePCTシステムの最新バ  
ージョンは現在のインターフェイスでの最後のバージョンになります。ePCTの新しい画面表示  
の外観や感じ取られる全体的印象は現在開発中であり、電子証明書に替わるより効率的で安全な  
ログイン手段の追加オプションとともに、2016年末までに導入される予定です。

ePCTシステム最新バージョンの新機能の幾つかを以下にご紹介します。

### 出願人のためのePCT

ePCTポータルでのePCT-Filing (ePCT出願) 機能は以下の新機能を含みます：

- 優先権主張 – 可能な場合、記載されている先の出願の出願日が、先の出願番号の年と照合され確認される。当該確認機能は先の出願の出願日の記載におけるエラーを防ぐため導入
- 手数料の支払 – 銀行送金による国際事務局 (IB) への手数料の支払予定を記載可能 (出願後、送金に必要な支払の詳細を含む電子メールが自動的に送信されます)
- 出願前に国際出願の下書きをポートフォリオへ追加することが可能

他の新しいePCT機能は以下のとおりです：

- ePCTプライベートサービスで、アクセス権のある国際出願を書類記号により検索可能
- eHandshakeに表示されているユーザの全てのePCTアクセス権を一度の操作で削除可能
- ePCTプライベートサービスで、ワークベンチフィルターオプションが保存され、次回ログインする際にデフォルトで再度適用
- IBが準備中の発明の名称及び要約の翻訳の下書きに、変更の可能性があるという注意を表示

関連するスクリーンショット、当該最新バージョンに含まれる他の変更に関する情報及び上述の変更の詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_whats\\_new.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf)

### 受理官庁、指定官庁及び国際機関のためのePCT

官庁のための ePCT (Version 3.3) には、受理官庁 (RO)、指定官庁 (DO)、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) のための多くの新機能が加わり、既存のモジュールへの様々な改善もなされました。新機能の幾つかを以下にご紹介いたします：

- RO : 新しいオフィスアクション機能では、RO が単一画面にて手数料の管理ができ、IB はまだ受理していないが受理官庁へ提出された国際出願の検索が可能
- DO : 公開、特許付与、拒絶、取下げ、失効のような国内段階の手續に関して、国内官庁が IB へ通知することができるアクション機能が追加され、PATENTSCOPE や IB の国内段階情報のデータベースで当該情報を閲覧可能
- ISA : ePCT オフィスアクション機能で、国際調査報告や ISA の見解書及び他の ISA の様式を作成可能
- IPEA : IPEA が未処理の国際予備審査報告を確認できる新しい報告書管理機能

上述及び他の変更の詳細は下記のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_office\\_whats\\_new.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf)

ePCT ご利用開始までの流れを含む ePCT の一般情報の詳細は下記リンク先をご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

又は PCT 電子サービス ヘルプデスクまでご連絡下さい：

電子メール： [epct@wipo.int](mailto:epct@wipo.int)

電話番号： (+41-22)338 9523

若しくは下記のリンク先の“Contact us”をご利用下さい。

<http://www.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=patentscope&area2=epct>

### **国際出願の電子出願及び手続**

**アメリカ合衆国：USPTO へ提出する国際出願の一部として願書様式を作成する際の ePCT システムの利用に関するお知らせ**

EFS-Web を介して受理官庁としての米国特許商標庁（USPTO）へ願書様式を提出する際の e-filing zip ファイルの作成、認証及びダウンロードに、ePCT をご利用いただけます（詳細は PCT Newsletter 2016 年 5 月号の 5 ページ参照）。

**中国：中華人民共和国国家知識産権局による新しい電子出願ソフトウェアの受付**

2016年4月1日から、受理官庁としての中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）はPCT-SAFEに加え、当局による“CEPCTソフトウェア”を利用して提出する国際出願の受理を開始しました。

電子形式での国際出願の提出に関するSIPOの詳細を含む通知は、まもなく下記リンク先の公示（PCT公報）に掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

PCT出願人の手引 附属書C（CN）が更新されました。

**イスラエル：イスラエル特許庁へ提出する国際出願の一部として願書様式を作成する際のePCTの利用**

2016年7月20日から、受理官庁としてのイスラエル特許庁（ILPO）（RO/IL）は、イスラエル特許法及び規則に従い、ePCT-Filing（ePCT出願）（PCT-SAFEソフトウェアに加えて）を利用して提出される国際出願の受理及び手続を開始します。RO/ILへ国際出願を提出する出願人はePCTにて有効な願書様式を含む.zipファイルを作成することができ、当該.zipファイルをILPOの電子出願ウェブサイトを利用して国際出願の一部として電子形式で提出することが可能になります。また出願人はオンライン上での確認や電子形式でのさらなる通信が可能になります。

電子形式での国際出願の提出に関するRO/ILの詳細を含む通知は、まもなく下記リンク先にて公示（PCT公報）に掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

PCT出願人の手引 附属書C (IL) が更新されました。

### オーストラリア及びスロバキア：オーストラリア特許庁及び工業所有権庁（スロバキア）のPCT-SAFE出願の受付終了

2014年4月からePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用して提出される国際出願を受理しているオーストラリア特許庁、及び2016年7月1日から当該機能を利用して提出される出願の受理を開始する工業所有権庁（スロバキア）は、それぞれ2016年9月1日及び2016年10月1日から、PCT-SAFEソフトウェアを利用して提出されている電子形式での国際出願を受理しない旨、国際事務局へ通知しました。さらに、工業所有権庁（スロバキア）は2016年10月1日から、EPOオンライン出願を受理しません。

PCT出願人の手引 附属書C (AU及びSK) が更新されました。

### 7月と8月の合併号

次回の PCT Newsletter は 7 月と 8 月の合併号となり 7 月下旬に発行予定です。その次の 9 月号が発行されるまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスを利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料でご利用頂けます。新たに PCT Newsletter が掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内します。

[https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct\\_newsletter](https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter)

さらに、9月号が発行される前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で 8 月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

### PCT 最新情報

- AP：アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）（手数料）
- AU：オーストラリア（電子出願）
- CN：中国（電子出願）
- IL：イスラエル（電子出願）
- KR：大韓民国（Eメールによる通知）
- MX：メキシコ（管轄国際調査及び予備審査機関）
- OM：オマーン（一般情報）
- PA：パナマ（国内段階移行の要件の概要）
- SK：スロバキア（電子出願）
- SY：シリア・アラブ共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）
- XV：ヴィシェグラード特許機構（手数料、国際調査機関、補充調査機関及び国際予備審査機関としての官庁の要件に関する情報）

調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、日本国特許庁）

補充調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

### **WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー**

国際段階及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、また ePCT での PCT 出願の管理、PATENTSCOPE に関する情報についての上級者向け PCT セミナーが、2016 年 9 月 26、27 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及び PCT 制度に精通しているユーザを対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2016 年 9 月 12 日です。オンラインでの登録に関する詳細は、まもなく PCT のウェブサイトにて掲載されます。またセミナーに関する情報は、[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int) へ電子メールでお問い合わせください。

### **PCT 関連資料の最新／更新情報**

#### **修正されたPCT規則（アラビア語及びロシア語）**

上述の“まもなく発効するPCT規則改正”をご覧ください。

#### **PCT規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション**

上述の“まもなく発効するPCT規則改正”をご覧ください。

### **実務アドバイス**

**ePCT を利用した PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請：国際出願へのアクセスが停止される場合、及びどのアクセスがどの程度遮断されるのか**

**Q:** *PCT Newsletter* 2016 年 1 月号の実務アドバイスにおいて、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請を ePCT のアクション機能で実行する際、IB による PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請の手続きが未処理のため、国際出願の全てのコンテンツへのアクセスは停止される可能性があります、と記述されています。これは全ての規則 92 の 2 に基づく変更該当するのでしょうか？また、当該停止は国際出願への全てのアクセスを完全に遮断してしまうのでしょうか？

**A:** 変更の種類によりますが、ePCT のアクション機能を利用した PCT 規則 92 の 2 に基づく記録要請（“規則 92 の 2 に基づく請求”）では、ePCT のアクセス権を有する方も、国際出願への全てのオンラインアクセスは、当該請求が提出されると即時に、システムにより自動的に停止される可能性があります。国際事務局（IB）が変更の手続きや請求された変更のため、例えば記録から出願人又は代理人を除外する要請のように、何れかの個人のアクセス権を停止すべきなのかを確認するのに必要な期間、ePCT の国際出願へのアクセス権を有する全てのユーザに対しアクセス停止がなされます。ePCT オンラインアクセスの自動的な停止を伴う変更の種類は、以下のとおりです：

- 出願人又は出願人/発明者の氏名、名義及び/又はあて名の変更

- 発明者のみの氏名及び/又は名義の変更
- 代理人の氏名、名義及び又はあて名の変更
- 当事者の種類（法人/自然人）の変更
- 出願人、発明者又は代理人の削除

しかしながら、下記変更の種類は国際出願へのオンラインアクセスの自動停止は**伴いません**：

- 新しい当事者の追加
- 発明者のみのあて名変更
- 以下に関する変更：
  - 国籍
  - 住所
  - あて名の国名
  - 電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
  - 通知方法
  - 指定国
  - 国際出願の書類記号

“規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請を送信” ボタンをクリックした後、アクセスが一時的に停止される場合、ユーザは以下のメッセージで警告を受けます：

“規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請が提出されると、機密保持上の理由により、国際事務局における処理が完了するまで ePCT を利用した当該国際出願へのオンラインアクセスが一時的に停止されます”

そしてアクセス停止を伴う提出へ進む前に、他の変更を追加する機会が与えられます。

なお、国際出願の全てのコンテンツへのアクセスが IB による変更要請の未処理のために停止されたとしても、規則 92 の 2 に基づく請求に関する書類を含め、ePCT の国際出願のファイルへすでにアップロードした書類は、“ファイル一覧” から確認可能です。

ePCT システムの“ドキュメントアップロード”機能を利用して規則 92 の 2 に基づく請求を提出する場合、オンラインアクセスは、請求された**変更の種類に関わらず、何れの場合においても**、IB による未処理のため自動的に停止されます。それゆえ、規則 92 の 2 に基づく請求の提出には、上述のアクションの利用が望ましいでしょう。

国際出願へのオンラインアクセスの停止は、出願人保護のための安全措置として実施しています。例えば、出願人又は代理人の名義変更の際、例として、代理人の選任が出願人又は新しい代理人により撤回されたが、先の代理人がまだ ePCT を介して国際出願へのオンラインアクセス権を有している場合のように、アクセス停止は起こり得る問題を防ぐことができます。オンラインアクセスが停止されている限り、ePCT アクセス権の認証を含め、IB が変更要請の手続きを完了するまで、外部のユーザは ePCT を介してオンライン出願へのアクセスができません。IB は用心するにこしたことはなく、請求された変更を審査するまで全てのアクセス権を停止し、必要に応じて、例えば出願人、代理人又は共通の代表者に直接連絡をとるなどして、フォローアップ調査を実施します。

ePCT を介しての国際出願の内容へのアクセスが停止されている際、ワークベンチの“国際出願のステータス”欄は“アクセス停止”を表示します。アクセス停止中に“国際出願番号”欄

で国際出願の内容を閲覧しようとしても、国際出願日及び国際出願のステータスとして“アクセス停止”とだけ表示されます。他の機密データや書類は閲覧できません。またファイル一覧で閲覧可能な書類は過去にご自身がアップロードした書類のみとなります。

アクセスが停止している間は、ePCT アクション機能を活用できないかもしれませんが、“ePCT メッセージの送信”機能を使用したり、“ドキュメントアップロード”タブを利用して関連する国際出願へ書類をアップロードしたりすることは可能です。

規則 92 の 2 に基づく請求が IB により正確に確認された後、システムの状況に応じてアクセス権は再び有効になります。規則 92 の 2 に基づく請求が簡易なものであり、IB において（繁忙期ではなく）通常の時期であれば、当該手続は 2 営業日以内に完了するでしょう。

ePCT を利用した規則 92 の 2 に基づく請求、及び ePCT での国際出願へのアクセス停止の詳細は、下記リンク先の“ePCT ユーザガイド”をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧